

医療的ケア児通学支援実施要領

(目的)

第1条 本要領は、群馬県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が定める「医療的ケア児通学支援事業要項」に基づき、医療的ケア児通学支援事業（以下、「本事業」という。）について具体的な実施手続や支援内容等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要領において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 訪問看護等事業者

訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業所等、児童生徒の医療的ケアに対応できる看護師が所属する事業者をいう。

二 看護師

対象児童生徒の医療的ケアを実施できる訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業所等の看護師をいう。

三 福祉タクシー等事業者

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業）について、同法に基づき国土交通大臣の許可を受けた事業者、又は自家用有償旅客運送（福祉有償運送）について、同様に許可を受けた事業者をいう。

四 学校

群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱に基づき教育委員会が医療的ケア支援事業対象校として指定する学校のうち、県立特別支援学校をいう。

五 医療的ケア

たんの吸引（口鼻腔吸引、気管カニューレ内吸引等）、経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管による経管栄養等）、吸入などの日常的応急処置であって、第1条の喀痰吸引等特定行為のうち、教育委員会又は肢体不自由児施設等関係機関（以下、「実施施設」という。）が看護師による処置が適当と認めたものであり、学校生活において日常的に実施されている医療的ケアの範囲を超えないものをいう。

六 医療的ケア児

学校に在籍する児童生徒のうち、群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱に基づき看護師派遣が適当と認められた者をいう。

七 自宅等

医療的ケア児の居宅又はその他これに準ずる場所であって、教育委員会がこれと同等と認めるものをいう。

九 車両

登下校のために福祉タクシー等事業者が用意し、管理する車両をいう。

(事前相談)

第3条 本事業の対象となる医療的ケア児（以下、「対象者」という。）のうち、本事業を利用した通学の開始を希望する対象者本人又はその保護者（以下、「保護者等」という。）は、その旨を在籍する学校へ申し出るものとする。

- 2 保護者等は、申し出に際し、本要領その他本事業に係る関係書類を確認するとともに、必要に応じて学校に対し事業の説明を求め、趣旨及び必要な手続等について確認するものとする。
- 3 申出を受けた学校は、関係情報を収集し、指導医等に助言を求めたり、校内委員会で協議したりして、当該児童生徒が本事業の対象者に該当するかを確認するものとする。
- 4 学校は、対象者として認めることができれば、その旨を保護者等に連絡するものとする。

(医療的ケア主治医指示書)

第4条 前条で対象者として認めることができる旨の連絡を受けた保護者等は、対象者の主治医（以下、「主治医」という。）に医療的ケアに係る指示書（以下、「指示書」という。）の作成を依頼し、これを取得するものとする。

- 2 指示書の様式は、別に定めるものとする。
- 3 保護者等は、翌年度当初から本事業を利用した通学の開始を希望する場合、前条の事前相談及び第1項の指示書の取得については、別に定める学校生活において日常的に実施する医療的ケアに係る申請に併せて行うものとする。この場合、前条の学校からの連絡を待たずに指示書の取得を差し支えない。
- 4 指示書の作成及び取得に係る費用は、保護者等の負担とする。

(訪問看護等事業者の選定)

第5条 前条で指示書を取得した保護者等は、通学時に対象者と車両に同乗し、医療的ケアを実施できる訪問看護等事業者を選定するものとする。

- 2 保護者等は、訪問看護等事業者に通学経路や指示書等を提示し、次の各号について確認するものとする。
 - 一 訪問看護等事業者は、保護者等が指定した日時に、自宅等又は学校に集合し、対象者が乗る車両に同乗して医療的ケアを実施すること。
 - 二 前号の指定日時は、事前に保護者等が訪問看護等事業者と学校に連絡すること。
 - 三 訪問看護等事業者は、車両内において、指示書に基づく医療的ケアを対象者に對して実施すること。

- 四 訪問看護等事業者は、別に定める個別医療的ケア計画（以下、「個別医療的ケア計画」という。）を作成すること。
- 五 訪問看護等事業者は、別に定める個別救急マニュアル（以下、「個別救急マニュアル」という。）を作成すること。
- 六 訪問看護等事業者は、学校が求める会議へ参加すること。
- 七 訪問看護等事業者は、別に定める日報等学校が求める書類を作成すること。
- 八 車両の有無及び車両での対象者と看護師を輸送の可否。
- 九 契約は、訪問看護等事業者と学校との間で締結すること。

（福祉タクシー等事業者の選定）

- 第6条 前々条で指示書を取得した保護者等は、通学時に対象者と看護師を車両で輸送できる福祉タクシー等事業者を選定するものとする。ただし、前条第2項第8号により、訪問看護等事業者が保有する車両で対象者と看護師を輸送できることを確認した場合であって、当該訪問看護等事業者が道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業）について、同法に基づき国土交通大臣の許可を受けた事業者、又は自家用有償旅客運送（福祉有償運送）について、同様に許可を受けた事業者の場合に限り、当該訪問看護等事業者を福祉タクシー等事業者として選定できる。
- 2 保護者等は、福祉タクシー等事業者に通学経路や医療的ケア実施のための駐停車場所等を提示するなどして、次の各号について確認するものとする。
 - 一 福祉タクシー等事業者は、保護者等が指定した日時に、対象者と看護師を自宅等と学校との間で輸送すること。
 - 二 前号の指定日時は、事前に保護者等が福祉タクシー等事業者に連絡すること。
 - 三 途中、対象者へ医療的ケア実施のために駐停車する必要があること。
 - 四 学校内での乗降場所は、学校が指定する場所であること。
 - 五 通学に要する時間について確認すること。
 - 六 運賃、介助手数料、キャンセル料等の規定について確認すること。
 - 七 学校が求める会議へ参加すること。
 - 八 運賃に係る契約等は、福祉タクシー等事業者と保護者等との間で手続きすること。介助手数料等運賃以外に毎回の通学に必要な経費（以下、「介助手数料等」という。）がある場合に限り、当該経費に係る契約等は、福祉タクシー等事業者と学校との間で締結すること。
 - 九 その他、対象者と看護師の輸送に係る必要な事項について確認すること。
 - 3 保護者等は、福祉タクシー等事業者に見積書の作成を依頼し、これを取得するものとする。

（申請）

第7条 前々条及び前条で訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者を選定した保護者等は、申請書（様式1）及び利用希望事業者届（様式2）を作成し、指示書及び福祉タクシー等事業者の見積書を添えて学校へ提出するものとする。

- 2 前項で申請書を受理した学校は、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者へ本事業について説明し、賛同を得るよう努めるものとする。
- 3 学校は、訪問看護等事業者に対して、個別医療的ケア計画の様式、個別救急マニュアルの様式及びその他学校が作成を求める書類を送付し、作成方法について説明するものとする。
- 4 学校は、訪問看護等事業者に見積書の作成を依頼し、これを取得するものとする。
- 5 学校は、福祉タクシー等事業者の見積書の内容に不明確な点がある場合は、保護者等及び福祉タクシー等事業者に確認するものとする。

（通学開始に向けた会議）

第8条 学校は、対象者が安全かつ確実に本事業を利用した通学を実施するために保護者等、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者等が参加する連携会議を開催するものとする。

- 2 学校は、保護者等、前条において賛同を得られた事業者及び学校が必要と認める者に対して、開催日を連絡するものとする。
- 3 本会議では、対象者が安全かつ確実に通学するため必要な諸事項及びその他必要な事項について確認するものとする。
- 4 学校は、協議内容を記録した協議書を作成し、これ保管するものとする。参加者の求めがある場合、複数部作成し、各参加者に交付することができる。

（承認）

第9条 前条の会議を経て、学校が対象者の安全かつ確実に本事業を利用した通学について実施可能と判断した場合は、承認書（様式3）を作成し保護者等へ通知する（以下、「承認」という。）ものとする。

- 2 学校は、前項の判断にあたって、必要に応じて指導医等に助言を求めたり、校内委員会で協議したりするものとする。

（訪問看護契約）

第10条 前条の承認を決定した学校は、訪問看護等事業者との間で契約等の利用開始に必要な手続を行うものとする。

- 2 前項の手続については、第5条第2項で保護者等が訪問看護等事業者へ確認した事項及び前々条の会議で確認した事項に加え、次の各号について確認すること。
 - 一 訪問看護等事業者は、作成した個別医療的ケア計画及び個別救急マニュアルを学校に提出すること。

- 二 訪問看護等事業者は、対象者の健康状態等を把握するため、必要に応じて、主治医の指導を受けたり、保護者等の意見を聴取したりすること。
- 三 訪問看護等事業者は、乗車直前から降車時までの対象者の健康状態の確認し、乗車時から降車時までの健康状態等を日報に記入の上、その日報を学校へ提出すること。
- 四 看護師が集合時に自家用車等を使用する場合、その自家用車等は、登校時においては保護者等、下校時においては学校の指定した場所に駐車させること。
- 五 看護師の自家用車等が、登校時においては自宅等、下校時においては学校に駐車してある場合、対象者降車後、看護師が、登校時においては自宅等、下校時においては学校へ移動するために係る経費（以下、「交通費」という。）を学校が支払うこと。ただし、当該対象者が利用する訪問看護等事業者と福祉タクシー等事業者が異なる場合や、訪問看護等事業者の所有車両等で看護師を輸送できない場合に限り支払うものとし、その額は、原則として公共交通機関利用相当額とする。
- 六 キャンセルに係る規定について確認すること。
- 七 その他、対象者の医療的ケア及び契約に係る必要な事項について確認すること。

（車両契約）

- 第 11 条 前々条の承認を受けた保護者等は、福祉タクシー等事業者との間で、利用開始に向けた必要な手続を行うものとする。
- 2 特別支援教育就学奨励費（以下、「就学奨励費」という。）の対象となるのは、対象者等の輸送に係る運賃相当額であって、介助手数料等は含まれないことに留意するものとする。
 - 3 前々項の手続を終えた保護者等と福祉タクシー等事業者は、乗車区間、通学に要する時間、保護者等の都合により発生したキャンセル料や本事業の対象外となる利用の料金の支払い等に係る同意書（様式4）を作成し、学校へ提出するものとする。
 - 4 前項の同意書を受理した学校は、介助手数料等が発生する場合、福祉タクシー等事業者との間で、契約等の必要な手続を行うものとする。
 - 5 前項の手続については、前々項の同意書の内容、第6条第2項で保護者等が福祉タクシー等事業者へ確認した事項及び第8条の会議で確認した事項に加え、対象者と看護師の輸送及び契約に係る必要な事項について確認するものとする。

（個別医療的ケア計画）

- 第 12 条 前々条の手続を終えた後、訪問看護等事業者は、指示書等を基に個別医療的ケア計画及び個別救急マニュアルを作成するものとする。個別医療的ケア計画及び個別救急マニュアルの作成にあたっては、必要に応じて、主治医の指導を受けたり、保護者等から医療的ケアの内容の説明を受けたりするものとする。
- 2 個別医療的ケア計画及び個別救急マニュアルを作成した訪問看護等事業者は、そ

の内容について保護者等に十分に説明の上、学校へ提出するものとする。

- 3 前項で個別医療的ケア計画及び個別救急マニュアルを受領した学校は、必要に応じて指導医等に助言を求め、別に定める学校生活において日常的に実施する医療的ケアであることを確認するものとする。
- 4 前項で学校生活において日常的に実施する医療的ケアであることを確認し、前条第4項の手続を終えた学校は、本事業を利用した通学開始許可書（様式5）を作成し、個別医療的ケア計画及び個別救急マニュアルを添えて保護者等に通知するものとする。
- 5 前項の通知を受けた保護者等は、個別医療的ケア計画及び個別救急マニュアルを確認し、同意できれば、同意書（様式6）を作成し、学校へ提出するものとする。

（同一事業者の場合）

第13条 対象者が利用する訪問看護等事業者と福祉タクシー等事業者が同一の場合、当該事業者は、訪問看護等事業については第10条のとおり、福祉タクシー等事業については第11条のとおりとして別に手続を行うものとする。

（試走）

- 第14条 前々条第5項で個別医療的ケア計画に同意した保護者等は、事前に日時を指定し試走を実施するものとする。
- 2 前項の試走は、第8条の会議で確認した事項、第10条及び第11条の契約等に基づく内容を踏まえ、対象者が安全かつ確実に本事業を利用した通学を実施するため必要な事項について、保護者等、学校、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者が確認するものとする。
 - 3 第1項の試走は、少なくとも1回は実施し、その結果、安全が確認できない場合は、必要な回数これを実施するものとする。
 - 4 保護者等は、第1項の試走を実施するときは、その旨を学校、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者へそれぞれ連絡し、調整を図るものとする。
 - 5 第1項の試走においては、車両に対象者と看護師に加え、保護者も同乗するものとする。

（通学の手順）

- 第15条 本事業を利用した通学を実施しようとする場合は、保護者等は学校、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者へ、原則として翌月の予定を前月の15日までにそれぞれ連絡し、調整を図るものとする。
- 2 訪問看護等事業者は第10条、福祉タクシー等事業者は第11条の契約等にそれぞれ基づき、必要な人員等を手配し、登校時においては自宅等、下校時においては学校へ集合するものとする。

- 3 登校時においては保護者が、下校時においては学校が、遅延なく対象者が車両に乗車できるよう、事前に対象者の支度を調べるものとする。
- 4 保護者等は、別に定める実施カードを自宅等に到着した看護師に渡し、当日の健康状態を説明するものとする。下校時においては、学校が追記した実施カードを学校に到着した看護師に渡し、当日の健康状態を説明するものとする。
- 5 実施カードを受け取った看護師は、本事業を利用した通学が可能か、乗車前の対象者の健康状態を保護者等と確認するものとする。
- 6 本事業を利用した通学が可能な状態であれば、福祉タクシー等事業者等あらかじめ定めた者が対象者を車両に乗車させるものとする。
- 7 看護師は、対象者乗車後に同乗し、出発時に対象者の健康状態を確認して日報に記入するものとする。
- 8 前項の健康状態の確認後、福祉タクシー等事業者は車両を出発させるものとする。
- 9 車両走行中、看護師は対象者の健康状態を絶えず確認し、必要があるときは、車両を駐停車させ、医療的ケアの実施等必要な処置を実施するものとする。ただし、車両を停車できない状態で緊急的に医療的ケアを行う必要があると訪問看護等事業者が判断する場合は、この限りでない。
- 10 福祉タクシー等事業者は、看護師の求めに応じて速やかに安全な場所に車両を駐停車させるものとする。
- 11 登校時においては学校に、下校時においては自宅等に車両が到着した際、看護師は対象者の健康状態を確認し、日報に記入するものとする。その他、必要な事項も日報に記入するものとする。
- 12 前項の健康状態の確認後、福祉タクシー等事業者等あらかじめ定めた者が対象者を車両から降車させ、登校時においては学校へ、下校時においては保護者へ対象者を引き渡すものとする。
- 13 対象者が降車後、看護師は、対象者乗車時に受けた保護者等又は学校からの健康状態の説明に加え、車内での健康状態を保護者又は学校へ説明し、第4項で受け取った実施カードを渡すものとする。
- 14 登校時においては、看護師は前項の説明の際に日報を学校へ提出するものとする。下校時においては、当該下校を実施した翌月10日までに学校へ日報を提出するものとする。ただし、3月については、月末までに提出するものとする。

(緊急時等)

- 第16条 前条の通学中、対象者の健康状態等に関して緊急対応が必要な場合等には、看護師はあらかじめ定める個別救急マニュアルに従い、適切に対応するものとする。
- 2 看護師または福祉タクシー等事業者は、必要に応じて救急要請を行い、当該事実を速やかに保護者及び学校に連絡するものとする。

(キャンセル)

第 17 条 第 14 条第 4 項又は第 15 条第 1 項の調整後に試走又は本事業を利用した通学の実施を中止する場合、保護者等は、その旨を学校、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者へそれぞれ連絡するものとする。

- 2 臨時休校等、学校の都合で中止となる場合、学校は、その旨を保護者等に連絡し、保護者等が訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者へそれぞれ連絡するものとする。
- 3 訪問看護等事業者又は福祉タクシー等事業者の都合で中止となる場合、原則として、各事業者は、その旨を保護者等及び学校に連絡し、保護者等が他方の事業者へ連絡するものとする。

(変更手続)

第 18 条 通学路の変更、訪問看護等事業者又は福祉タクシー等事業者の変更、医療的ケアの内容の変更等、本事業の利用に係る事項について変更が生じる場合、速やかに保護者等は、その旨を学校及び必要に応じて各事業者に連絡するものとする。

- 2 前項の連絡後、保護者等及び学校、必要に応じて訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者は、変更内容に基づき、対象者が安全かつ確実に通学するために確認が必要な事項について、本要領で定める指示書の取得、会議及び試走等を再度実施するものとする。

(再開)

第 19 条 対象者が一時的に本事業の対象とならなくなったが、同一年度内において再度本事業の対象となり、本事業を利用した通学を再開しようとする場合等においては、必要に応じて本要領で定める指示書の取得、会議及び試走等を再度実施するものとする。

(対象者の再確認)

第 20 条 すでに本事業を利用している対象者であっても、毎年度、「医療的ケア児通学支援事業要項」第 3 条の規定に適合しているか否かを確認するものとする。

- 2 前項の確認は、原則として年度末に行い、翌年度における本事業を利用した通学の対象者であるか確認するものとする。
- 3 前二項の確認の結果に応じて、本要領で定める手続を再度実施するものとする。ただし、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者が翌年度も同一の事業者であって、対象者の状態や各事業者のサービス内容に変化がない場合は、試走等の一部手続について省略できる。

(キャンセル料)

- 第21条 第10条の学校と訪問看護等事業者との契約における保護者等又は学校の都合によるキャンセル料は、訪問看護等事業者の規定を踏まえ契約時に定める。
- 2 第11条の学校と福祉タクシー等事業者との契約における保護者等又は学校の都合によるキャンセル料は、福祉タクシー等事業者の規定を踏まえ契約時に定める。
- 3 保護者等の都合により発生したキャンセル料については、保護者等がこれを負担するものとする。学校が保護者等に臨時休校等連絡したのにもかかわらず、保護者等が訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者に連絡するのを失念したなどの場合も保護者等の都合とみなす。ただし、対象者の直前の体調不良等やむを得ない事情がある場合においては、その限りでない。

(予算範囲内の実施)

- 第22条 本事業は、本事業に係る当該年度の予算の範囲内とし、利用回数等は、毎年度、教育委員会が定める。
- 2 予算を超える場合は、前項の利用回数に満たない場合でも、事業を一時停止することがある。

(その他)

- 第23条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和7年11月7日から施行する。

様式1

医療的ケア児通学支援事業利用申請書

医療的ケア児通学支援事業を利用した通学を実施したいので申請します。

については、学校、別添の訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者等と円滑な連携を図り、次の各号に掲げることに協力します。

記

- 児童生徒の健康状態を確認し、必要に応じて学校、訪問看護等事業者、福祉タクシー等事業者、実施施設、医療機関及びその他関係機関等へその状態を連絡すること。
- 本事業の範囲を超える業務の依頼を訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者に対して行わないこと。
- 児童生徒の車両への乗降が安全かつ確実に行われるよう、必要な協力をを行うこと。
- 訪問看護等事業者又は学校が、対象者の健康状態等により、車両による通学を安全に行うことができないと判断したときは、必要に応じて、通学を見送るなどの対応をとること。
- 福祉タクシー等事業者の車両による通学中、訪問看護等事業者又は学校と常時連絡が取れる状態を確保し、必要に応じて、所要の対応を行うこと。
- 緊急時等の対応が可能な医療機関を確保するとともに、その情報を学校、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者と共有し、緊急時等においてそれら関係機関から連絡があった場合には、直ちに当該医療機関及び学校に連絡すること。
- 学校へ申し出た内容に変更がある場合には、遅延なくその旨を申し出ること。
- 児童生徒が、本事業の対象とならなくなった場合、本事業を利用した通学を休止すること。
- 医療的ケアに必要な医療器具や衛生物品は保護者が用意すること。

年 月 日

群馬県立

校長 様

(学部・学年)

(児童生徒名)

(保護者等名)

様式2

医療的ケア児通学支援事業利用希望事業者届

医療的ケア児通学支援事業を利用した通学については、以下の事業者の利用を希望します。
については、各事業者に、本事業遂行の上で必要な個人情報の提供に同意します。

記

訪問看護等事業者

事業者名	
所在地	
電話番号	(担当者：)

福祉タクシー等事業者 (□訪問看護事業者に同じ)

事業者名	
所在地	
電話番号	(担当者：)

年 月 日

群馬県立

校長 様

(学部・学年)

(児童生徒名)

(保護者等名)

様式3

医療的ケア児通学支援事業利用承認書

申請のあった医療的ケア児通学支援事業を利用した通学について承認します。

通学開始は、所定の手続完了後、医療的ケア児通学支援事業を利用した通学開始許可書を交付しますので、その後となります。

年 月 日

学部 学年

(児童生徒名) 保護者 様

群馬県立

校長

医療的ケア児通学支援事業における児童生徒等の輸送に係る同意書

群馬県立〇〇学校に在学する児童生徒の保護者〇〇〇〇（以下、「甲」という）と〇〇法人〇〇代表取締役〇〇（以下「乙」という。）は、医療的ケア児通学支援事業における本児童生徒等の輸送について次のとおり同意する。

《同意事項》

- 1 乗車区間 甲の住所 － 群馬県立〇〇学校
- 2 乗車距離 〇〇 k m
- 3 所要時間 〇〇分
- 4 経路 別紙
- 5 利用期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年3月31日
- 6 運賃について、乙は甲に請求するものとする。
- 7 キャンセルについては、乙の規定等を踏まえ、甲と乙の合意のもと、甲が負担すべき費用が生じた場合には、甲が対応するものとする。
- 8 本事業の対象外となる利用に係る費用については、甲が対応するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 住所
氏名

印

乙 住所（所在地）
会社名
氏名（名称及び代表者名）

印

「医療的ケア児通学支援事業における児童生徒等の輸送に係る同意書」 様式4 別紙

通学経路と経路上の医療的ケア実施可能駐停車場所（略地図などで記載）

医療的ケア児輸送時の姿勢等（車椅子と車両の固定以外で、姿勢保持や医療的ケア実施等で必要な事項について必要に応じて写真等貼付）

医療的ケア児通学支援事業を利用した通学開始許可書

申請のあった医療的ケア児通学支援事業を利用した通学開始を許可します。

については、医療的ケア児通学支援事業利用希望事業者届にあった訪問看護等事業者が作成した別添の個別医療的ケア計画に基づき、通学中の医療的ケアを実施します。

年 月 日

学部 学年

(児童生徒名) 保護者 様

群馬県立

校長

医療的ケア児通学支援事業に係る医療的ケア等実施同意書

医療的ケア児通学支援事業を利用した通学開始許可書の記載事項、別添の訪問看護等事業者が作成した個別医療的ケア計画に基づく医療的ケア及び個別救急マニュアルにある緊急時の対応に同意します。

年 月 日

群馬県立

校長 様

(学部・学年)

(児童生徒名)

(保護者等名)